

平成26年度 市民税均等割税率引上げ分の防災施策への活用 (平成26年度から平成35年度までの10年間の臨時的措置)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から平成35年度までの臨時措置として、市民税の均等割が年額500円引き上げられます。

平成26年度、改正による市民税増収見込額は10,897千円です。増収分は市が実施する防災施策の充実に活用されます。

■平成26年度に実施する防災のための施策（緊急防災減災事業）

(単位：千円 予算額ベース)

事業名	事業費	国庫	その他 特定財源	市負担額
市民会館文化ホール耐震化事業	25,412	8,866		16,546
緊急車両進入路整備事業（市道古坂高室線整備事業）	30,000			30,000
防災基盤整備事業（消防団小型動力ポンプ積載車整備事業）	4,968		3,880	1,088
小中特別支援学校の耐震化事業	6,820			6,820
宇仁小学校渡り廊下整備事業（避難所の防災機能強化）	33,528			33,528
緊急防災減災事業にかかる市債の元利償還	2,659			2,659
	103,387	8,866	3,880	90,641